

会 議 録

会議の名称	令和4年度第4回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会専門部会		
開催日時	令和4年（2022年）7月25日（月）午後2時00分～午後3時30分		
開催場所	第二庁舎4階第一会議室	公開の可否	可
事務局	総務部法務・コンプライアンス課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	園田委員、恩地委員、井上委員、宮下委員	
	事務局	太田総務部次長兼法務・コンプライアンス課長、松浦課長補佐兼情報管理係長、須賀主事	
	その他		
議題	1. 特定個人情報保護評価書の第三者点検について（非公開） ①個人住民税事務 ②住民基本台帳事務 ③予防接種事務 2. 死者に関する情報の保護について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

審議等の概要

(午後 2 時 0 0 分開会)

○部会長 ただ今から、令和 4 年度第 4 回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会専門部会を開催します。まず、事務局から本日の委員の出席状況について報告してください。

○事務局 本日は、お忙しいところ、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会専門部会に出席していただきまして、誠にありがとうございます。また、先ほどの運営委員会からの引き続きのご出席、ありがとうございます。

本日の委員の皆さまの出席状況でございますが、加賀委員、高橋委員がご欠席、ということで、4 名の委員の皆さまにご出席いただいております。 以上でございます。

○部会長 それでは、会議を始めます。 まず、事務局から本日の議事について説明して下さい。

○事務局 それでは、本日の会議の予定について、ご説明させていただきます。お手元に配付しております会議次第をご覧ください。

案件としましては、「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」と「豊中市個人情報保護制度の見直しについてに係る死者に関する情報の保護について」でございます。

それでは、進行方よろしく願いいたします。

(特定個人情報保護評価書の第三者点検について審議)

部会長 それでは、次の案件に移ります。「豊中市個人情報保護制度の見直しについてに係る死者に関する情報の保護について」です。事務局より「死者に関する情報の保護について」説明をお願いします。

○事務局 それでは、死者に関する情報の保護についてご説明させていただきます。委員のみなさまには、諮問案件に対して意見交換の上、専門部会としての今後の方向性を示していただければと考えております。なお、本日ご審議いただく案件につきましては、国等の資料や個人情報保護委員会に電話問合せ等を行った結果を含め現在事務局で把握できております情報をもとに資料作成等を行っております。今後資料等を確認していったうえで、訂正等が発生する可能性がございますが、ご容赦いただけますと幸いです。 よろしく願いします。

それでは、お手元に配付しております資料「死者に関する情報の保護について」をご覧ください。

初めに、「1 死者に関する情報」についてご説明します。

死者の情報に関する国の見解としましては、「改正法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報を含めることはできない。」また、「改正法では、個人情報を生存する個人に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、令和３年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。」と考えられております。従いまして、市で独自に個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定を設ける事は許容されておられません。しかしながら、個人情報保護制度とは別の制度として、死者に関する情報の保護についての規定を設け、必要な保護を図ることは許容されております。

次に、「２ 市の現状」についてご説明します。

本市における「個人情報」の定義については、生存する個人に限定せず、死者に関する個人情報についても「個人情報」の定義に含まれております。その理由としましては、死者に関する個人情報についても、不適正な取扱いによって死者の名誉を傷つけたり、その相続人等生存者の権利利益を侵害するおそれがあると考えているためです。また、死者の情報に関する開示請求につきましては、死者には権利能力がないため、当該死者の個人情報が相続人等自身の自己情報とみなせる場合には、当該相続人等による開示請求等の対象としております。なお、当該相続人等の自己情報として開示請求が認められる場合としては、死者の個人情報が社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど当該死者と請求者が密接な関係がある場合及び相続等により当該死者の権利義務を引き継いだことによって、当該死者の個人情報が同時に請求者本人の個人情報でもありとえられる場合です。

「３ 死者の情報に係る開示請求について」ご説明いたします。

国の見解としましては、改正法施行後においても、死者の情報に係る開示請求については、「死者に関する情報が、同時に請求者本人に関する情報である場合」には、当該生存する個人を本人とする開示請求の対象となると考えられております。なお、開示請求者本人に関する情報でない場合には、死者に関する情報であっても、改正法第７８条第１項第２号の不開示情報に該当するため、開示請求者以外の個人に関する情報として、不開示となります。

以上ご説明してきた内容を踏まえて、「４ 実施機関の意見」をご説明します。

「３ 死者の情報に係る開示請求について」でご説明しましたとおり、死者の情報に係る開示請求が認められる要件が、改正法施行後も限定されることから、改正法における「個人情報」の定義から外れることのみをもって、死者の情報が不適正な取扱いによって死者の名誉を傷つけたり、その相続人等生存者の権利利益を侵害するおそれがあるとはいえないことから、死者に関する情報の保護についての規定を設ける必要性はないと考えております。しかしながら、死者の相続人等に認められていた開示請求に係る情報の範囲については、これまでの経緯を踏まえ引き続き検討する必要があるとも考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございました。それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点はありますか。

○委員 死者の情報で相続人等の本人情報とみなせない時は不開示情報なんですよ。

○事務局 相続人等の本人情報とみなせないときはそうなります。改正法においても、個人に関する情報については生存するとの記載がされておきませんので、不開示情報になってくると考えております。そのため、今の条例上の不開示情報とは何ら変わりがないものと判断ができますので、死者の情報の保護については一定程度されているのかと考えております。

○委員 それで、その不適正な取り扱いによって死者の名誉を傷つける場合ってというのは、どんな場合ですか。

○事務局 以前あったものとしましては、例えば、火災等でお亡くなりになった場合に、どこでどういう状況で亡くなったかといったところについては、今の条例でいきますと個人情報の範囲に含めておりますので、当然不開示情報という考え方になります。

ただ、国の方においても、同じく不開示情報のところについては、個人情報の定義ではないんですが、個人に関する情報として、その方の、例えば相続人と同一とみなせない限りは、不開示情報とはなるんですが、条例の中では、どういう状況でお亡くなりになられたのかとか、そういったところの部分については、個人情報として保護すべきと従前考えられてたのかなというふうに判断しております。

○委員 例えば、保険金の受取人が相続人であるとして、被相続人の亡くなった原因が自殺等で保険金が支払われなかった場合に、そういった情報が相続人の本人情報に含まれるかどうかについて別途考えていくということですか。

○事務局 相続人等の中にどこまでの範囲が入るのかっていうところにつきましては、国の解釈の部分と今まで市が相続人等に認めていた解釈の部分のところが全くイコールとなるのかについて現在調査している段階でございます。仮に、異なるということになれば、情報提供の仕方でありまして、何か別途の手法を講じる必要があるのかなと考えております。

○委員 ということは、法と基本的には取扱いは同じにするけれども、今の条例との関係で法の運用実態と齟齬が出てきた時には、例えば、豊中市の方がちょっと広く解釈していたというような時には、その保護を図るための措置を別途考えていくということですね。

ちなみに、相続人等の本人情報になる範囲というのは、法よりも条例のほうが広いんです

か。

○事務局 まだ判断しかねている部分ではあるのですが、国の事務対応ガイドにおいて、死者の情報が相続人等の本人情報となる場合の例示として、行政文書内で相続人等の情報が識別できるような場合と挙げております。そのため、例えば、死亡診断書の場合、死亡診断書内に相続人の氏名というのはあまり記載されているということが想定されないのかなと考えておりますので、死亡診断書の開示請求を相続人が出してきた場合には、相続人等の本人情報とはならない可能性というのはありえるのかと思います。この点が国の事務対応ガイド等を確認する限りの判断しかねている部分でございます。

しかしながら、市でこれまで開示請求を受けていた場合に、例えば、配偶者の方が相続人として死亡診断書の開示請求をした場合には、本人の情報とみなして開示決定等をし、開示してきたという現状もあります。また、国の過去の答申の中において、明確に識別できなくても個人とみなせる場合には、本人の情報としたものもあつたりしましたので、実際にどのような運用、どこまでの範囲になるのかという点につきましては、現在事務局でも検討しているところでございます。

しかしながら、仮に、改正法施行後において開示請求をした場合に、これまで開示されていた情報が不開示になってしまうというのは望ましくないのではないかと事務局として考えてはおります。ですので、現行条例上、相続人等に対して開示とされていたものにつきましては、法律上の制度で適用できるのか、また、適用できない場合には、何か個別の情報提供といった形で対応する必要があるのではないかと考えているものでございます。

○委員 国と市等で開示の範囲が異なっていた場合に、そのまま運用してトラブルになった場合どうなるのかということですが、例えば、相続人の方で、A市では開示してもらったが、B市では開示してもらえなかったということになると、開示してもらえなかった人は、私はなぜ開示してもらえないのかというふうに思うことになるし、国と市で異なるというようなことがあれば、その点についても丁寧に検討していく必要があると思います。先ほど事務局から、今後資料等を確認していったうえで訂正等が発生する可能性がございます、というお話であつたり、事務対応ガイドについてのお話もしていただいたりしたので、持ち越し案件になるのかなと思います。

ただ、先ほど配偶者だったら認めるというような話が出てきたかと思うんですが、先日の諮問案件でLGBTの話が出てきたときに市の方は条例に記載しなくても問題はないと説明していたのですが、LGBTについて、海外においては大規模パレードが行われたりしていて、ものすごく大きな問題になっているみたいなんです。パレードが大規模すぎるので危険だから近づかないようにと警告が出たり、注意喚起が出たりもしていたんですけれども、LGBTとの関連で配偶者の方とかが、私も亡くなった方の情報を教えて欲しいというような希望、申請が出てくるかもしれないというような感じはします。

実際に、市の現行の取扱いで開示された例とか教えていただけますか。

○事務局 よくあります事例としては、例えば、要介護の方がお亡くなりになった場合に、要介護者の介護認定の際の医師の診断書ですとか審査会の審査状況ですとか、そういったものについては、自己情報の開示請求として、お亡くなりなられた方の配偶者の方やご家族の方が申請される場合がございます。そのような場合には、条例第18条第3項の死者の法定代理人であった者として、死者の情報で相続人等の本人情報となる部分につきましては、全部開示として開示をしております。

ただ、この点について、現時点の事務局での解釈にはなるんですが、国の事務対応ガイドのみで見ますと、生存する個人を識別できる場合に死者の個人情報を相続人等の本人情報として開示が認められる、みたいな解説が一部ございますので、その考え方にあてはめると、今説明した、介護認定に係る医師の診断書については、相続人のお名前は含まれていませんので、生存する個人の識別ができない状況となります。従って、仮に、国の制度でいくと、本人の情報として開示ができないのではないかと悩んでいる点ではございます。

ただ、先ほど先生方がおっしゃっていただいておりますように、例えば、豊中市だけ開示にして、近隣市では不開示情報だということになると、同じ法による運用をしているにもかかわらず開示方法が異なってきますので、その点について近隣他市においてどのような状況か確認してみたのですが、現時点で何か死者の情報について規定することは考えていない、といった回答しか入手できてない状況でございます。ただ、他市においても、国の解釈について検討していると聞いてもいますので、そこら辺の情報等も詰めてから、これまで豊中市の開示請求で認められていた情報の部分について、現行通り開示できるのかどうかについて考えているものでございます。

○部会長 そもそも、市が保有している死者の情報に関して、不適切な取扱いによって死者の名誉が傷つくというのは、具体的にどんな場合がありますか。あと、そもそも死者の名誉って何なんでしょうか。例えば、生きている人であれば、前科とか、病歴とかいうのは、名誉に結びつける場合がありますが、死者の場合も同じなんですかね。例えば、亡くなった人が前科があったとかいう場合はどうですか。刑法では、虚偽の事実を公表した場合にだけ処罰するという形になっているんですが、そのような虚偽の事実じゃないですよ。そういう場合、名誉は傷つくんでしょうか。

○委員 知られなくなかったことを知られてしまって、それまでは、すごい立派な人なんだと思っていたら、実は何かこんなことをしてました、みたいな情報が流れると、生きている間は黙ってもらえたのに、死んだとたんに開示し放題みたいになってしまって、知られなくなかったことを知られてしまって、名誉が傷つくってことがあるのかなと思ったりします。

私も質問があるのですが、初め、国は、個人情報の定義に死者に関する情報は含まれないと

考えているので、死者の情報は出し放題になってしまうのではないかと考えていたんですけれども、そういうことではなくて、反対にもう出せないということで、すごく保護されてる感じがして、イメージが掴みづらいなと思っていたんですけれども、その辺どうなんですか。

○事務局　今ご説明いただいたように、基本、保護がされ過ぎてしまう部分が課題としてはあるのかなと思います。ただ、条例の中で個人情報の定義に死者の情報を入れていたので、国も保護していることについては、何ら問題はないと事務局で考えていたのですが、逆に保護され過ぎてしまうことで、例えば、相続人であったり、配偶者の方であれば知れた情報までもが、知れなくなってしまうのではないかとというのが、懸念点としてあります。その点につきましては、改正法施行後も、市の現状と同じように提供できるような体制というのは、何か構築しておくべき必要があるのかなと考えていたのですが、国の解釈等について確認しておりますと、まだちょっと制度構築の途中段階なのかなという点がございましたので、一定の方向性としては、これまで、相続人であったり、配偶者の方に認められていた部分につきましては、同様に認めていくというような方向性でいかかなというところで、事務局の方からは提案させていただいたものでございます。

○部会長　改正法においては、死者の情報について不開示情報になるので、保護されているという解釈でいいですか。

○委員　そういう解釈だと思います。結局、死者には権利能力がないから、自分で名誉を回復することができないし、開示請求もできないので、死者の情報は不開示となって個人情報にもならない、そうすることによって保護するというのが国の考え方だと思います。ただ、生きている人間の個人情報として死者の情報が入ってくる可能性もあるので、この点について国はあまり考えてないのかなという気はします。

○部会長　ちょっと話が変わるんですけども、お寺さんの団体みたいなところでは、改正法の施行によって死者の個人情報や名誉等が蔑ろにされているという解釈らしいんです。なので、寺院等の宗教関係の人は、改正法における死者の情報について不満があるみたいなんです。具体的な部分までは、まだよくわからないんですけども。

○委員　死者の個人情報については、本人が既に亡くなっている所以個人情報になるはずがないと思います。

○部会長　不開示情報になって保護されるので、もう何も出てこないということでもいいと思うのですが。

○委員 そうであれば、例えば、お寺さんとかにある過去帳等で、このご先祖さんがこの頃亡くなられましたみたいな情報が全部不開示になって何にも調べられなくなってしまって、すごい困るのではないかと、素人的な感想で申し訳ないんですが、思います。やはり、死者の過去の情報であっても、知れないと困ることっていうのがあるのではないかと思います。そういうのも全部不開示になるんですか。

○部会長 何か例外的なことってあるんですか。

○委員 情報公開のほうはどうなんですか。例えば、郷土史の方とかたくさんいらっしゃるでしょう。

○部会長 そういう人が郷土史の研究で、市の持っている情報を開示してくださいというようなことはないんですか。

○事務局 そうですね。まず、最初のお話しであった改正法における自己情報の開示請求の範囲としては、おそらく限定されてくるのではないかと考えております。

また、郷土史の方の開示請求につきましては、ご自身の情報ではないけれども、例えば、情報提供として情報公開条例に基づく開示請求というのは可能かと思います。

○部会長 情報公開制度を使うということですね。

○事務局 そうですね。ただ、情報公開制度においてもやはり制限がありますので、例えば、請求人の求めるものが不開示情報に該当する場合には、やはり開示できないというところがございます。なので、郷土史のような歴史的なもので慣行として公にされていたり、学術研究のための使用ということであれば、情報公開条例上も開示していけるのかなと思っております。しかしながら、そういったものに当たらない個人識別情報とかになったときには、情報公開条例ですと、不開示ということも考えられるかなと思います。

○部会長 さきほどの話の中で、こんな人だっという評価が固まっていたのに、実はこんな人だったというのは、逆の場合もあると思うんですよね。実はこんないい人だったんだというふうに評価が逆になる場合もあると思います。それも出されないわけですよね。

○事務局 例えば、その方の配偶者であるとか相続人として自己情報の開示請求をした場合には、開示できることもありえるかもしれませんが、全く無関係な方ですと、そもそも本人の情報ではございませんので、開示されません。また、情報公開条例の制度にのっとっても、慣行として公にされているようなものに該当しないということであれば、不開示となります。

○部会長 例えば、新聞記者が調査していつていう場合は駄目ということですよ。そういうことを言っているのかな、お寺さんは。

○委員 本人が亡くなっている以上、その本人情報はありえないということだと思います。

○部会長 だから、今日の資料にある実施機関の意見のように解釈せざるを得ないかなということですね。

○委員 だから、まさに第三者が私の情報だということで、死者の情報を取り出そうとするときの方法をどうするかということですね。

○委員 昔、自分の分娩情報が欲しいと請求してきた人がいたけれども、当時は、まだ個人情報保護の制度がなくて情報公開の制度しかなかったので駄目だと言われて、自分の情報なのに貰えないということで、その後、裁判所まで上がって、認めてやったらよかったんじゃないかというような話になったケースがあったと思うんです。今回の話についても、どの制度で整理すべき、保護すべきなのかっていうことをクリアに示していただかないと、私たちもわかりにくいし、私たちがわかりにくいと、多分市民への説明も難しくなるということになるわけで、情報公開の制度や個人情報保護の制度でいけないものを、国のレベルで駄目だと言われているものを、豊中市としては、市民の権利保護のため利便性のために、こういうふうに提供するんだということを、また別の制度で組み立てるのか、それともどこかの制度にくっつけるのかを、わかりやすく説明する必要があるのかなと思うんですが、まだ確認事項があって、国の解釈とか他市の事例とかをまとめて整理したものが今後出てくると思っているのですが。

○部会長 国の方の解釈自体がまだ固まってないんですかね。

○事務局 国の担当者に一部確認したときには、個人の識別ができるものに限ります、というお話は聞いております。一方で、国税庁の方ですと、平成17年度当時に出てる答申において、その答申では、識別ができなくても、本人とみなせるだけの情報だということで、国税庁が保有するものについて認めている答申も出ている部分がございます。なので、そういった答申も踏まえて国としてどう解釈すべきなのかっていうところを、担当者に聞いてはみたのですが、そういった答申を踏まえて各自治体でご検討いただければという抽象的なお話になっている部分がございます。ただ、国の方も法の解釈・運用を示すだけで、あとは、それを踏まえて各自治体で運用等をお考えいただければという状況ですので、この点については、今後もあまり変わらないのではないかなというふうに考えております。ですので、個別の情報について明確に本人の情報に含まれるのかという質問を国にすると、そういう情報については、国では保有

していないため、各自治体で国の事務対応ガイドを踏まえて判断していただければという話になってしまう恐れがございますので、近隣他市や大阪府等に対して、どのような形に解釈し、運用等で範囲を定めるのかといったところを、情報収集等しながら法の中で認められる範囲というのを解釈していく必要があるのかなと考えております。その上で、法からはみ出るもので、今まで提供してきたものにつきましては、別途、法制度とは別のものとして、自己情報の開示請求では不開示になるけれども、情報提供の制度や要領等を定めるということを検討しながら、現行と同様の運用ができるように対応できればと考えているものでございます。

ただ、現時点において、そこまでの検証が、他市等においてもなされているかということ、そうではないかとは思いますが。ですので、継続審議となった場合でも、翌月すぐに審議ができるかというのは難しいかと、他市等の審議が進んでいない状況で、豊中市が単独で動くというのは難しいかと考えております。また、現行の他市条例における死者の情報に関する書きぶりですとか、情報提供していた範囲というものについては、各自治体によって異なる可能性もございますので、その辺も踏まえて判断が要るのかなとは考えております。

○委員 個人情報保護制度のもとで、死者の情報が生きている人間の本人情報にあたって、そのことによる死者の名誉等を保護しないといけないというのを、類型的に規定するのはなかなか難しいんじゃないかと思えます。だから、やっぱり個別に本人情報に当たるか当たらないかという範囲で考えざるをえなくて、実際に開示請求したけれども、これは、あなたのお父さんの情報で、あなたの情報ではございませんという形で切ってしまったときに、審査請求が出てきて、そこで個別に判断せざるをえないのかなと思えます。なので、条例で類型的にそういうのを書いていくというのは、ほとんど不可能に近いと思えます。だから、国は原則不開示、本人情報ではないからという理由できているのではないかと思います。そのことによって死者の個人情報を保護しようという発想だろうと思えます。だから、他市の話を知ったり、大阪府の話を知ったりして、条例で類型的に書いていくのは無理だろうと私は思います。なので、原則、不開示としておくでいいんじゃないかなと思えます。

○部会長 だから今日いただいた資料のような方向性になるかなという気はするんですけども。

○委員 本人情報に当たるかどうかについて個別に判断するとしか書けないかなと思うんですけどもね。

○委員 本人情報に当たるかどうかというのを、広くとらえるのか、それとも、狭くとらえるのかで、きっと全然違ってくるのかなあと思えます。ただ、やっぱり死んでしまったからもう絶対に情報をもらえないというのは、いろんなところできっと困ってくるんだろうと思いますので、広めに解釈してもらった方がいいなと思えます。

○委員 初めに事務局からの説明で、訂正等が発生する可能性があると言われていた点について再度確認だけでもいいですか。

○事務局 今後資料等を確認していったうえで、訂正等が発生する可能性がございますとお伝えしていた部分ですが、本日時点での速報版という形でお伝えしていた個人識別性の部分について、再度国に対して、個人識別性がないと開示されないのかどうか確認しようと考えております。その上で、国からの回答が、本日お伝えしたような、識別ができない限りはお出しできないと事務対応ガイドに書いてある通りです、というような説明になるのかをまた専門部会で報告したいと思います。

○部会長 もう一度聞いても同じような答えが返ってきてしまうと。

○事務局 おそらく同じような回答をされてしまうのではないかと思いますのですが、他市のほうでも、本市のように国の方に聞いているかとは思いますが、他市状況を踏まえて、次回以降に情報提供させていただければと思います。

○委員 配偶者だから本人情報だとも必ずとは言えないし、子供だからこれも本人情報だとも言えないわけで、だから、それを識別の基準にするっていうのは、なかなか難しいと思います。

○部会長 そしたら、この問題についてはこのぐらいでよろしいですか。いろいろご意見出させていただきましてありがとうございました。以上で、本日予定している案件は終わりましたが、事務局、ほかに何かありますか。

○事務局 (日程調整等)

○部会長 ありがとうございます。他になれば、これで、本日の会議を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

(午後 3 時 3 0 分閉会)